

低所得者用の水道使用料及び下水道使用料について

水道料金の低所得者向けのあり方につきましては、令和4年1月28日の宇治市水道事業経営審議会答申におきまして、前回の答申でも、公営企業において実施することが適当でないとされていることに加えて、現況においては新型コロナウイルス感染症による経済への影響もあるため、低所得者への配慮の継続を視野に、一般会計からの補填などを検討して、公営企業としてあるべき姿への改善を期待するとされたことを踏まえ、宇治市といたしまして、一般会計からの支援を活用して、水道使用料及び下水道使用料の低所得者への配慮を継続することとしたので報告します。

(低所得者用の料金について)

水道使用料及び公共下水道使用料について、条例上の用途区分から低所得者用を廃止いたしますが、一般会計からの支援を活用して、現行基準の低所得者への配慮を条例に基づく規程に定め継続いたします。